

10 生活費確保のための支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
							(申し込み) 各市町村農林担当課		
1	山形県	経営開始資金 (新規就農者育成総合対策)	経営開始時に49歳以下の認定新規就農者	12.5万円(150万円/年)、最長3年間	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—
2	山形県	経営開始支援助成 (新規就農者育成総合対策)	・令和5年4月1日以降に県外から山形県に住民票を異動した者(ただし、令和5年3月31日以前に県外から本県に住民票を異動し、研修を実施した者を含む) ・令和6年4月1日以降に農業経営を開始する者 ・国庫事業の対象者(認定新規就農者)でない者等	一世帯あたり75万円、最長1年間	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—
3	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者	○新規就農者生活支援 生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
4	⑨朝日町	就農人材育成研修資金	町外からの移住者であって、国の就農準備資金を受給している就農希望者	月額30,000円(最大2年間)	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	
5	⑪村山市	移住就農研修支援「いっくど農業ねっぐぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業費補助金)	市内に移住し、就農に向けた研修を行う就農希望者(研修開始の年度または前年度に移住した方) 研修作物に、市重点作物を含むこと ※市重点作物＝サクランボ、モモ、スイカ、トマト	研修期間中の次の経費を支援(最長3年間) ①生活費 定額12万円/月 ②住宅費(小屋付き住居) 上限10万円/月 ③車両リース料、燃料費 上限5万円/月 ※夫婦で研修時は①のみ1.5倍	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
6	⑫東根市	新規就農者育成支援給付金	新規就農者育成総合対策事業等の国の新規就農者支援事業を受けている者。	交付1年目のみ年間30万円を交付する。	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—
7	⑰鮭川村	鮭川村青年就農者経営継続安定化給付金給付要綱	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の交付が終了した翌年度に1人あたり30万円の交付	—	予算の範囲内	産業振興課	0122-55-2111 (内線251)	—
8	⑳戸沢村	新規就農者支援事業	次世代人材投資事業(経営開始型)及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者、新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就農年次に50万円の給付。	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0233-72-2111	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/
9	㉔小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター(地域の認定農業者)から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	2名	農林振興課	0238-62-2408	—
10	㉟遊佐町	新規就農サポート支援事業(就農研修生生活支援事業)	町内時住所を有する60歳未満の者で、町内で6か月以上の農業研修を受ける者	町内で農業研修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6か月以上の研修生に対し、月額2万円(移住者の場合は月額4万円。最長2年間)の補助金を交付。	随時募集	予算の範囲内	産業課	0234-72-5882	